

## 個人情報保護委員会（第14回）議事概要

- 1 日時：平成28年7月29日（金）14：00～16：00
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、熊澤委員、丹野委員、  
大滝委員、宮井委員  
其田事務局長、福浦総務課長、山本参事官、坂巻参事官、  
小川参事官

### 4 議事の概要

- (1) 議題1：全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務全項目評価書の概要説明について

個人情報保護委員会議事運営規程第8条の規定に基づき、全国健康保険協会（以下「協会」という。）が会議に出席した。

協会から、全項目評価書の概要について説明があった。

嶋田委員から「特定個人情報ファイルを本人、日本年金機構及び地方公共団体情報システム機構から入手する場合があるが、それぞれの入手方法及びリスク対策について説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し協会から「本人から入手する場合は、あらかじめホームページ等において、申請書を郵送又は対面により提出いただくことを周知し、それ以外の方法では入手を行わない。地方公共団体情報システム機構からオンラインで入手する場合は、統合専用端末又は厚生労働省が定めたインターフェイス仕様により中間サーバー等を通じて通信が行われるため、不適切な方法で入手が行われることはない。日本年金機構又は地方公共団体情報システム機構から電子記録媒体で入手する場合は、媒体を暗号化し、決められた運用ルール以外の方法では受け取れない等の対策を行う。また、入手した申請書・電子記録媒体等は施錠可能な保管庫等に厳重に保管し、不要となった時点で廃棄を行う」という旨の発言があった。

熊澤委員から「基幹システム等で取り扱う特定個人情報について、インターネット等の外部ネットワークへの流出を防止するためのリスク対策及び電子記録媒体を使用する際のリスク対策について説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し協会から「端末等はすべて外部ネットワークから分離されている。電子記録媒体を使用する際は、リライトできる媒体を使用しないこと、システム管理責任者が統合専用端末の使用状況を定期的又は必要に応じてチェックし、不必要な書出し等を監視すること等のリスク対策を講じている」という旨の発言があった。

大滝委員から「特定個人情報の保管期間の考え方及び消去方法について説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し協会から「適用等システムの情報は、保険給付の事務等に必要であることから期間を定めず

保管し、個人番号管理システムに保存される個人番号は、加入者が資格を喪失してから5年を経過した後に、システムの消去機能を使って消去する」という旨の発言があった。

堀部委員長から「特定個人情報保護評価書に記載されているとおり、リスク対策を確実に実行していただくとともに、実務に即した教育を実施していただきたい」という旨の発言があった。

承認に係る審査の手続を進めていくこととなった。

(2) 議題2：個人情報保護法施行規則（案）について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

阿部委員から、「今まで議論してきた方向性がよくまとまっていて良いと思う」という旨の発言があった。

原案のとおり了承され、個人情報保護法施行令案及び施行規則案をパブリックコメントに付すこととなった。

(3) 議題3：個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

熊澤委員及び丹野委員から「『相互の』というところが大事であり、個人情報保護委員会が対等な立場でそれぞれ米国・EUと枠組みを作っていくべき」という旨の発言があった。また、大滝委員から「こうした個人情報保護委員会の国際的な取組を外に向けて発信していくことは意義がある」という旨の発言があった。さらに、阿部委員から「今日の方針は出発点であり、今後、独立機関として国際的なプレゼンスを高めていくことが重要」という旨の発言があった。

(4) 議題4：その他

事務局から「個人情報の保護に関する基本方針」及び「ガイドライン」の検討について、9月中にパブリックコメントを行う予定である旨の説明を行った。

嶋田委員から「今後、検討する『個人情報の保護に関する基本方針』の変更においては、さきほどの議題3の議論を踏まえて、委員会の主体的取組として記述するという理解で良いか」という旨の発言があった。これに対し事務局から「ご理解のとおりの方針で案を作成していきたい」という旨述べた。

以上